

四日市市訓令第 1 号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市建築基準法に基づく書類の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市建築基準法に基づく書類の閲覧等に関する規程の一部を改正する規程
四日市市建築基準法に基づく書類の閲覧等に関する規程（昭和 5 3 年四日市市訓令
甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号。以下「省令」という。）<u>第 1 1 条の 3 第 3 項</u>及び四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号。以下「細則」という。）第 1 8 条第 5 項の規定に基づき、<u>省令第 1 1 条の 3 第 1 項</u>に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）の閲覧及び写し等の交付（以下「閲覧等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第 1 条 この規程は、建築基準法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号。以下「省令」という。）<u>第 1 1 条の 4 第 3 項</u>及び四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号。以下「細則」という。）第 1 8 条第 5 項の規定に基づき、<u>省令第 1 1 条の 4 第 1 項</u>に規定する建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書（以下「概要書」という。）の閲覧及び写し等の交付（以下「閲覧等」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(都市整備部建築指導課)